

伊勢原市電線共同溝管理規程

(趣旨)

第1条 この告示は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)第18条の規定により、伊勢原市(以下「道路管理者」という。)が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の構造の保全、敷設する電線の管理、管理負担金、その他電線共同溝の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電線共同溝 法第2条第3項に定める施設をいう。
- (2) 道路設備 道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線、通信線及びその取り付け金具等をいう。
- (3) 占用物件 電線共同溝に敷設する道路設備以外のもので、占用者が敷設するものをいう。
- (4) 占用者 前号の占用物件の敷設に関して道路管理者の許可を受けたものをいう。
- (5) 収容物件 道路設備及び占用物件をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備については道路管理者が、占用物件については占用者が、それぞれ管理するものとする。

(台帳)

第4条 道路管理者は、電線共同溝の円滑な管理運営を図るため、電線共同溝管理台帳(以下「台帳」という。)を作成し、保管するものとする。

2 前項の台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 電線共同溝の規模、構造及び完成年月日
- (2) 収容物件の敷設状況
- (3) 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完成年月日
- (4) 収容物件の管理者名及び連絡先
- (5) その他必要事項

(敷設等工事)

第5条 占用者は、電線共同溝に電線を敷設又は除却する工事に着手しようとするときは、伊勢原市電線共同溝占用規則(平成19年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)第5条で定める敷設等工事届出書を提出しなければならない。

2 占用者は、敷設等の工事に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 電線共同溝の構造及び他の占用物件の保持に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 電線共同溝のマンホール又はハンドホールの蓋^{ふた}を開け作業を行うときは、安全施設及び工事標識を設置するとともに、夜間は赤色灯等を設置し、工事中の安全対策について万全を期するとともに、占用者以外の者が、みだりに電線共同溝内部に侵入する

ことのないよう適切な措置を講ずること。

(3) 工事に必要な材料、器具等の電線共同溝への搬出入の際には、道路交通の支障にならないよう必要な措置を講ずるとともに、工事終了後は、工事に必要な材料、器具等を速やかに搬出し、マンホール及びハンドホール内の清掃を行うこと。

(4) 工事に伴う事故発生防止に万全の措置を講ずるとともに、電線の火災、切断等の事故が発生したときには、直ちに応急措置を講じ、遅滞なく道路管理者及び所轄の警察署長に連絡し、その指示を受けるとともに、速やかに道路管理者に事故報告書（第1号様式）を提出すること。

(5) 工事施工において、電線共同溝及び他の収容物件に支障を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ道路管理者及び関係占有者と協議すること。

3 占有者は、工事が完了したときは、速やかに道路管理者に規則第5条で定める敷設工事等完了届出書を提出し、完了の確認を受けなければならない。

（収容物件の明示）

第6条 道路管理者及び占有者は、それぞれの収容物件の管理者名、敷設年次等が識別できるように、明示しなければならない。

（巡視及び点検）

第7条 道路管理者及び占有者は、必要に応じて電線共同溝の巡視、点検等を行い、自己の管理する施設を常に良好な状態に維持するよう努めなければならない。

2 道路管理者及び占有者は、電線共同溝又は収容物件に異常を発見したときは、直ちに関係者に通報するとともに、収容物件の保持に必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、当該物件の占有者は、直ちに道路管理者に事故報告書を提出しなければならない。

（電線共同溝への入溝）

第8条 占有者は、巡視、点検等のために電線共同溝に入溝しようとするときは、道路管理者に電線共同溝入溝届出書（第2号様式）を提出し、巡視、点検等の終了後は、その旨を道路管理者に連絡するものとする。ただし、緊急を要するときは、道路管理者に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後に電線共同溝入溝届出書を提出するものとする。

2 占有者以外の者が入溝しようとするときは、前項の規定を準用する。

（管理負担金）

第9条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他管理上の必要が生じたときは、道路管理者が工事を実施するものとし、工事に要した費用（以下「管理負担金」という。）については、次の各号に掲げる場合を除き、当該電線共同溝の建設時に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者と占有者が、それぞれ負担するものとする。

(1) 電線共同溝又は収容物件の設置若しくは管理の瑕疵により、電線共同溝又は収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、損害を生じさせた道路管理者又は占有者の負担とする。

(2) 電線共同溝の改築が特定の占有者のみの利用に資するものである場合又は特定の占有者の原因により必要となった場合は、当該電線共同溝の改築に要する費用は、当該占有者の負担とする。

2 道路管理者は、前項の規定によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占有者の意見を聴取し、別に管理負担金の額を定めることができるものとする。

3 第1項の管理負担金の算出に当たり、各占有者の管理負担金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、端数は道路管理者が負担するものとする。

4 道路管理者が徴収する管理負担金は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の合計額とし、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の算出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 船舶及び機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額を、次の表の左欄に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれ同表の右欄の率を乗じて算出し合計した額とする。ただし、合計金額が500万円未満の場合を除く。

基準額	船舶及び機械器具費の率
20,000,000円以下の金額	0.8%
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	0.6%
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	0.4%
80,000,000円を超える金額	0.2%

(2) 営繕宿舍費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費の合計額を、次の表の左欄に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれ同表の右欄の率を乗じて算出し合計した額とする。ただし、合計金額が500万円未満又は工期が100日未満の場合を除く。

基準額	営繕宿舍費の率
20,000,000円以下の金額	1.0%
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	0.8%
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	0.6%
80,000,000円を超える金額	0.4%

(3) 事務費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費の合計額を、次の表の左欄に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれ同表の右欄の率を乗じて算出し合計した額とする。

基準額	事務費の率
20,000,000円以下の金額	10%
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	8%
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	6%
80,000,000円を超える金額	4%

(管理負担金徴収方法)

第10条 道路管理者は、前条の管理負担金について占有者と事前に調整し、管理負担金徴収計画を策定するものとする。

2 道路管理者は、前項の管理負担金徴収計画により、自らの発行する納入通知書により、占有者から管理負担金を徴収するものとする。

(関係法令の遵守)

第11条 占有者は、前各条の規定により作業等を実施しようとするときは、この告示に

よるほか、関係法令を遵守しなければならない。

(損害又は紛争の処理)

第12条 電線共同溝及び収容物件の設置又は管理の瑕疵により第三者（道路管理者及び他の占有者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争を生じさせたときは、当該原因者は、自らの責任において解決しなければならない。

(保安細則)

第13条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について、占有者の意見を聴取し、電線共同溝及び収容物件に関する保安細則を定めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めのない事項及び疑義が生じたときは、道路管理者及び占有者がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日告示第271号）

この告示は、公表の日から施行する。